

入札説明書

この入札説明書は、北海道社会福祉事業団白糠学園給食調理業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者

北海道社会福祉事業団白糠学園長 山田 誠

2 入札に付する事項

- (1) 契約業務名 北海道社会福祉事業団白糠学園給食調理業務
- (2) 契約内容 契約書による
- (3) 契約期間 2019年4月1日から2020年3月31日
- (4) 履行場所 北海道白糠郡白糠町和天別155番地1
北海道社会福祉事業団白糠学園

3 入札に参加する資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者（未成年者。被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。）でないこと。
- (2) 北海道がおこなう指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 道税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けていること。
- (6) 過去2年間において、食中毒等の事故により行政処分がないこと。
- (7) 公益法人日本メディカル給食協会若しくは他の調理業務委託関係団体に加入し、道内で代行保障が可能なこと。
- (8) 資格審査の申請をする日の直前における2営業年度において、この委託契約と種類、規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

4 契約条項を示す場所

北海道白糠郡白糠町和天別155番地1
北海道社会福祉事業団白糠学園総務課
電話番号 01547-2-5381

5 入札執行日時及び場所

- (1) 日時
平成30年12月21日（金） 14時00分より
- (2) 場所
北海道社会福祉事業団白糠学園会議室
- (3) 開札日時
(1)に同じ
- (4) 開札場所
(2)に同じ

6 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせることができる。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）相当額を含む。）100分の8に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 3の参加に係る要件を満たしているときは、入札保証金を免除する。

8 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。

(2) 入札保証金を免除されている場合は、契約保証金も免除する。

9 落札者の決定方法

地方自治法施行令167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 郵便又は電報による入札の可否

認めない。

12 契約書作成の要否

必要とする。

13 その他

(1) 入札者が入札に参加できないときは代理人等を定め、入札執行前に委任状をもって申し出ること。

(2) 3に規程する資格を有しない者の入札、入札書の記載が確認できないまたは加除訂正した入札、入札書に記名押印がない入札、入札に関し過去に不正の行為があった者の入札は無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税の取り扱い

ア 入札に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めない額を入札書に記載すること。

イ 落札者には、決定後速やかに消費税等の課税業者であるか免税業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道社会福祉事業団白糠学園総務課

イ 所在地 郵便番号088-0351 北海道白糠郡白糠町和天別155番地1
電話番号(01547)-2-5381

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 前金払いはしない

(7) 概算払いはしない

(8) 部分払いはしない

(9) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) この入札は、公開とする。

(12) この入札及び契約は、当方の都合により、調達手続きの停止等がありうる。

(13) 談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

(14) 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることがある。

(15) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。